介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人桔梗会（以下「事業者」という。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第１条　事業者は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう次のサービスを提供します。

① 第１号訪問事業【介護予防訪問介護相当サービス】（重要事項説明書）

② 第１号通所事業【介護予防通所介護相当サービス】（重要事項説明書）

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、契約締結の日から１年間とします。但し、契約期間満了の２日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第３条　事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画（ケアプラン）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した第１号訪問事業計画又は第１号通所事業計画（以下、「個別サービス計画」という。）を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者又はその家族に説明して利用者の同意を得て交付します。

２　事業者は、個別サービス計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに目標達成の状況等を記載した記録を作成します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第４条　事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、重要事項説明書のとおりです。

２　利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防サービス計画の範囲内で可能であり、第１条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

３　事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センター又は地域包括支援センターが委託している居宅介護支援事業所の介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

４　事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、

そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（利用料等の支払い）

第５条　利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは，「重要事項説明書」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

２　利用料の請求や支払方法は、重要事項説明書のとおりです。

（利用料の変更）

第６条　事業者は，介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者はこの変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（利用料の滞納）

第７条　利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を２ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は利用者に対し、１ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

２　事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託された居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び沼田市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう必要な措置を講じます。

３　事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第１項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

（利用者の解約権）

第８条　利用者は、７日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

２　利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

（１）事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合

（２）事業者が、第１２条に定める守秘義務に違反した場合

（３）事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

（事業者の解約権）

第９条　事業者は、第７条第３項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により２週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

（１）利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為があり、事業者の再三の申

し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合

（2）利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

2　事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託された居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び必要に応じ沼田市に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

（契約の終了）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

（1）第２条第２項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

（2）第８条第１項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

（3）第６条又は第８条第２項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合

（4）第７条第３項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

（5）第９条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

（6）利用者が介護保険施設へ入所した場合

（7）利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合

（8）利用者の要介護状態区分が自立又は要介護となった場合

（9）利用者が死亡した場合

（損害賠償）

第１１条　事業者は、サービスの提供により、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

2　前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

3　利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

（守秘義務）

第１２条　事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供に当たって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

2　事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3　事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の介護予防サービス計画の立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター又は地域包括支援セ

ンターから委託された居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

４　第１項にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律１２４号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（苦情処理）

第１３条　利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、重要事項説明書に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

３　事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（サービス内容等の記録の作成及び保存）

第１４条　事業者は、提供した具体的なサービスの内容等の記録を整備し、完結の日から５年間保存します。

２　利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び交付を求めることができます。

３　事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第１項の記録の写しを交付することができるものとします。

（契約外条項）

第１５条　本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書２通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ１部ずつ保有します。

令和　　年　　月　　日

（事業者）私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事　業　者　　住　所　群馬県沼田市横塚町９５７番地２

事業者　社会福祉法人　桔梗会

代表者　理事長　　生　方　　秀　二　　印

（利用者）私は、サービス利用の申込みにあたり、契約に定める事項を了承致しました。

住　所

氏　名　　印

本人との続柄

（代理人）私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者　　住　所

氏　名　　印

本人との続柄

（立会人）私は、＿＿＿＿＿＿＿＿（利用者との続柄）として、この契約に立ち会いました。

住　所

氏　名　　印